

(別紙)

加熱乾燥されたカナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（平成１９年６月７日付け１９消安第２１７５号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
１・２ （略）	１・２ （略）
３ こん包及び一時保管施設	３ こん包及び一時保管施設
（１） （略）	（１） （略）
（２） 一時保管施設において、一回の消毒により処理された茎葉又は乾草は、それぞれ分別して保管され、各こん包には、植物名、処理施設名、消毒処理年月日及び消毒処理済みを示す荷札が、カナダ植物防疫機関により添付されているものとされた。	（２） 一時保管施設において、一回の消毒により処理された茎葉又は乾草は、それぞれ分別して保管され、各こん包には、植物名、処理施設名、消毒処理年月日、 <u>植物検疫証明書番号</u> 及び消毒処理済みを示す荷札が、カナダ植物防疫機関により添付されているものとされた。
（３） （略）	（３） （略）
４～１０ （略）	４～１０ （略）